

京極町農業委員会総会議事録

(第1回 令和5年7月21日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月21日 午後 1時30分から 2時30分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (10 人)

委員	1 番	行天英宏
	2 番	酒井勇一
	3 番	粥川一也
	5 番	森 忠志
	6 番	後藤尚浩
	7 番	堅田 功
	8 番	清本勝彦
	9 番	小山憲一
	10 番	船場 茂
	11 番	熊谷 聡

4. 欠席委員 (1 人)

4 番 横川順行

5. 議事日程

第1	仮議席の指定について
第2	議事録署名委員の指名について
第3 選挙第1号	会長の互選について
第4 選挙第2号	会長職務代理者の互選について
第5	議席の決定について
第6 議案第1号	農地の斡旋調査、現地調査委員数の決定について
第7 議案第2号	農業委員の担当地区割について
第8 報告第1号	総会書報告について
第9 報告第2号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
第10 議案第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第11 議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

事務局長

本日はご参集いただき、誠にありがとうございます。

横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

これより、令和5年7月20日付けで任命いたしました京極町農業委員会委員の任命書の交付を行います。佐古岡町長から交付いたしますので、お名前が呼ばれましたらその場で起立してお受け取り願います。

(町長より任命書を交付)

事務局長

第1回京極町農業委員会総会開会前に、配付書類の確認をいたします。

机の上には、議事日程の議案書、図書目録、新たに委員になられた方には、農業委員会業務必携、活動記録簿、委員バッジが置かれていますので確認願います。

ここで今任期の農業委員の紹介を致します。仮議席の1番から行天英宏委員、2番酒井勇一委員、3番粥川一也委員、5番森忠志委員、6番後藤尚浩委員、7番堅田功委員、8番清本勝彦委員、9番小山憲一委員、10番船場茂委員、11番熊谷聡委員です。

続きまして、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。私、事務局長の菊地です。会計年度任用職員の菅野です。よろしく願いいたします。

本日の欠席委員は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び京極町農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、今総会は成立いたします。また、本日の総会は、任命後最初に行われる総会のため、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により町長が招集しております。

それでは、佐古岡町長よりご挨拶を頂戴いたします。

町長

委員の皆様におかれましては、時節柄大変ご多忙の中、第1回京極町農業委員会総会にご出席頂き厚くお礼申し上げます。この農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律において、市町村長が議会の同意を得て委員を任命することとなっております。先月の議会において皆様を農業委員に任命することに同意を得て委員を任命することとなっております。先月の議会において皆さまを農業委員に任命することに同意を得られましたことから、本日、お一人お一人に任命書をお渡しさせて頂きました。3年間、大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど事務局長から話がありましたが、第1回目の総会については、町長が招集することとなっておりますことから、簡単に一言ご挨拶申し上げます。まずは、農業委員各位におかれましては、日頃より町行政の推進、とりわけ農業の推進にご尽力頂いておりますことに深くお礼申し上げます。7月も残り10日ほどとなり、昨日、種子馬鈴薯の第3期防疫検査に立ち会いをさせて頂きましたが、馬鈴薯の育成もおおむね順調なのかなと感じました、既に小麦の刈り取りが始ま

るなど、農業の方々におかれましては、これからさらに繁忙期を迎えることとなりますが、このまま順調に収穫作業が進み、実りある秋を迎えられることを切に願っているところでございます。

結びに、本日も出席の皆様のご健康とご多幸、そして京極町にとって実り多い秋を迎えられることを改めて御祈念し、挨拶とさせていただきます。委員の皆様、3年間、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長

ここで佐古岡町長におかれましては退席となります。ありがとうございました。

(佐古岡町長退席)

事務局長

これより総会に入ります。総会の議長は京極町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が務めることとなっておりますが、会長が互選されるまでの間、同会議規則第2条において、最年長委員が臨時に議長の職務を行うよう定めております。出席委員中、最年長は後藤尚浩委員です。

それでは、後藤委員は議長席へご着席願います。

(後藤委員議長席に着席)

臨時議長

京極町農業委員会会議規則第2条の規定により、会長が互選されるまでの間、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

これより、第1回京極町農業委員会総会を開会いたします。早速ではありますが、本日の議事に移らせていただきます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。推薦書及び届出書の受付順としており、ただいまご着席している議席を仮議席と指定いたします。

日程第2「議事録署名委員の指名」を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員については、臨時議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

それでは、臨時議長において、仮議席1番 行天委員、仮議席2番 酒井委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の菅野氏を指名いたします。

日程第3、選挙第1号「会長の互選」を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【互選の方法等について説明】

それでは、会長の互選に係る手順等についてご説明いたします。

互選の方法は、京極町農業委員会会議規則第2条の規定に基づき、無記名投票による選挙を行います。最初に投票用紙を皆さんのお席に順次お配りしますので、投票用紙に不備がないかご確認ください。その後事務局において仮議席番号1番から順にお二方ずつお名前を呼び上げますので、投票用紙を持って記載台までお進みいただき、会長候補者の氏名を記載のうえ、投票箱に順次投函願います。

なお、候補者氏名の記載にあたって、今期は同じ名字の方がいらっしゃると思いますので、名字のみの記載でも有効でありますので申し添えます。

説明は以上です。

臨時議長

それでは、これより投票を行います
会議場の出入口を閉鎖します。

【事務局において会議場を閉鎖する】

臨時議長

ただいまの出席委員は10名です。
これより投票用紙を配ります。

【事務局において投票用紙を配付】

臨時議長

次に、投票箱を点検します。

【事務局において投票箱を開け、臨時議長と委員に向けて確認させた後、施錠】

臨時議長

それでは、事務局より仮議席番号と氏名をお二方ずつ呼び上げますので、順番に投票願います。

【仮議席番号1・2番を最初に2名ずつ点呼し、順次投票を行う】

臨時議長

これで投票を終わります。

引き続き開票を行います。

開票に当たり、立会人2名を選任したいと思いますが、立会人は臨時議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

それでは、臨時議長において、仮議席3番 粥川委員、仮議席5番 森委員を指名いたします。

両委員は開票の立ち会いをお願いいたします

【立会人は前方の開票場所へ進み、臨時議長とともに開票状況を確認】

【事務局は投票箱を開けて投票用紙を確認し、開票結果を記録のうえ臨時議長へ報告】

臨時議長

開票の結果を報告いたします。
投票数は10票で、これは先ほどの出席委員数に符合しております。
そのうち、有効投票 10票、無効投票 0票。
有効投票のうち、船場委員 10票、
以上のおりであります。
したがって、船場委員が会長に当選となりました。

ここで、会長に当選されました、船場委員よりご挨拶を頂きます。

船場委員

皆様に投票頂きまして、今期会長を勤めます船場です。改めて宜しくお願いたします。

臨時議長

皆様のご協力により、速やかに新会長を選出することができ、臨時議長の任を果たすことができました。これから、新会長の下、皆さんとともに農業委員としての職務に尽力して参りたいという思いを述べさせていただき、私の臨時議長退任の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(後藤委員自席へ退席)

事務局長

船場会長は、議長席へご着席願います。

(船場会長議長席に着席)

議長

日程第4、選挙第2号「会長職務代理者の互選」を行います。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【互選の方法等について説明】

それでは、会長職務代理者の互選に係る手順等についてご説明いたします。

互選の方法は、京極町農業委員会会議規則第6条第2項の規定に基づき、無記名投票による選挙を行います。以降の流れにつきましては会長の互選と同じとなります。

説明は以上です。

議長

それでは、これより投票を行います

ただいまの出席委員は10名です。

これより投票用紙を配ります。

【事務局において投票用紙を配付】

議 長

次に、投票箱を点検します。

【事務局において投票箱を開け、議長と委員に向けて確認させた後、施錠】

議 長

それでは、事務局より仮議席番号と氏名をお二方ずつ呼び上げますので、順番に投票願います。

【仮議席番号1・2番を最初に2名ずつ点呼し、順次投票を行う】

議 長

これで投票を終わります。

引き続き開票を行います。

立会人には先ほどと同じく、粥川委員、森委員を指名いたします。

両委員は開票の立会をお願いいたします

【立会人は前方の開票場所へ進み、議長とともに開票状況を確認】

【事務局は投票箱を開けて投票用紙を確認し、開票結果を記録のうえ議長へ報告】

議 長

開票の結果を報告いたします。

投票数は10票で、これは先ほどの出席委員数に符合しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、粥川委員 7票、横川委員 1票、清本委員 1票、

小山委員 1票、

以上のおりであります。

したがって、粥川委員が会長職務代理者に当選となりました。

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

【事務局において会議場の閉鎖を解く】

議 長

ここで、会長職務代理者に当選されました、粥川委員よりご挨拶を頂きます。

粥川委員

私が職務代理にという皆さんの意向に沿っていきたいと思います。船場会長をサポートして農業委員会を進めてまいりたいという風に思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議 長

日程第5「議席の決定について」を議題といたします。議席の決定については、会長を「11番」、会長職務代理者を「10番」とし、その他の委員は京極町農業委員会会議規則第10条第1項の規定に基づき、抽選により決定する事にいたします。

お諮りします。くじを引く順番は仮議席番号1番からとし、1回目に引いたくじの番号をそのまま議席番号としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、議席の抽選を行います。事務局が仮議席番号1番から順に抽選くじを持って回りますので、委員はその場でくじを引いてください。

【事務局が抽選くじを持って各委員の議席を回り、委員は着席してくじを引く】

議 長

ただいまから、抽選の結果を事務局に報告させます。

事務局長

それでは、議席番号と名前を読み上げます。

議席1番 酒井委員、議席2番 森委員、議席3番 後藤委員、
議席4番 横川委員、議席5番 小山委員 議席6番 熊谷委員、
議席7番 行天委員、議席8番 堅田委員、議席9番 清本委員、
議席10番 粥川委員、議席11番 船場委員
以上です。

議 長

ただいまの事務局の報告のとおり議席を決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、報告のとおり議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩中に、議席に移動して着席する。)

議 長

休憩前に引き続き総会を再開いたします。

日程第6、議案第1号「農地の幹旋調査、現地調査委員数の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【農地の幹旋調査、現地調査委員数の決定について、議案の朗読と説明】

議案書4ページをご覧ください。日程第6、議案第1号、農地の幹旋調査、現地調査委員数の決定についてご審議願います。

令和8年7月19日までの間、農地の幹旋調査、現地調査委員数については、次のとおりとする。令和5年7月21日提出。京極町農業委員会会長。記。1. 農地の幹旋調査委員2名。2. 現地調査委員(現況証明、農地転用調査委員)3名以上。3. その他の調査委員若干名。

各調査における調査委員の人数については、特段根拠が定められているものではありませんが、今後の調査をスムーズ且つ確実にを行うためにあえて定めることとしたものであり、前任期中と同人数で行うべく提案するものです。

議案第1号につきましては、以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第7、議案第2号「農業委員の担当地区割について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【農業委員の担当地区割について、議案の朗読と説明】**

議案書5ページをご覧ください。日程第7、議案第2号、農業委員の担当地区割についてご審議願います。

令和8年7月19日までの間、農業委員の担当地区については、次のとおりとする。令和5年7月21日提出。京極町農業委員会会長。記。委員名。酒井委員、粥川委員、横川委員。担当地区名は、三区、北岡、軽川、中野、共栄1・2となります。次に、行天委員、森委員、後藤委員、熊谷委員。担当地区名は、四区、松川、更生、三崎、ふきだし、市街地となります。次に、堅田委員、清本委員、小山委員、船場委員。担当地区名は、七区、末次、京極、十区、錦、川西、芙蓉となります。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第8、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

議案書6ページをご覧ください。日程第8、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第31回京極町農業委員会総会を、令和5年6月22日に京極町役場議員控室で開催しております。

2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、6月23日に横川委員、酒井委員、事務局で確認しております。場所につきましては、清水則隆氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

それでは、日程第9、報告第2号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第2号について、議案書朗読及び説明】

議案書7ページをご覧ください。日程第9、報告第2号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてご報告いたします。

農地法第6条第1項の規定による別紙の者から農地所有適格法人報告書の提出があったので報告するものとする。令和5年7月21日提出。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。

議案書8ページをご覧ください。平成4年度事業年度における報告件数につきましては12法人となります。報告書を確認したところ、全件において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告いたします。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

【発言なし】

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」を終わります。

それでは、日程第10、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書朗読及び説明】

議案書12ページをご覧ください。日程第10、議案第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和5年7月21日提出。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。

それでは、議案書13ページをご覧ください。

番号1。賃借人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社。貸借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、解約日、通知の年月日ともに令和5年7月20日。当初の契約。平成28年2月26日から令和8年2月25日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇。貸借人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、解約日、通知の年月日ともに令和5年7月20日。当初の契約。平成28年9月15日から令和8年2月25日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

行天委員

これは中間管理事業の解約ですか。

事務局

そうです。

議 長

他に質疑ありますか。

(質問・意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり

り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号については原案のとおり決定致しました。

事務局長

それでは、日程第11、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書14ページをご覧ください。日程第11、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年7月21日。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっております。利用権の再設定の計画が1件です。

それでは、議案書15ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者、札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。使用貸借。利用権の設定等の種類。使用貸借の設定。利用権の期間。始期、令和5年7月24日。終期、令和15年7月23日。期日、令和5年7月24日。貸付理由、使用貸借契約更新のため。

番号1番について、議案書16ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書17ページには図面を添付しております。

議長

ただいまの説明に関連して、1番を酒井委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

酒井委員

番号1番について、議案書16ページの調査書のとおり、6月23日に調査しました。使用貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第1回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 8月24日(木)午後 1時30分